

議案第 11 号

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の課税額を定めるとともに、海外から入国した世帯における初年度の国民健康保険税の前納について定めたいため

## 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。））」を加える。

第3条第1項第1号中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（以下「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第17条から第21条までを削り、第16条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（普通徴収に係る保険税の前納に係る納期）

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市町村民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日

本国内に住所を有していなかった世帯」という。)においては、普通徴収に係る保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別な事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

- 2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定により保険税額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険税の納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市長において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険税の納期について、同条第2項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。
- 第15条第2項中「次条」を「第21条」に改め、同条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

- 第13条 第3条第5項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

- 第14条 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,170円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

- 第15条 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、被保険者1人について30円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

- 第16条 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 900円

(2) 特定世帯 450円

(3) 特定継続世帯 675円

第23条第1項中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第24条第1項中「次の各号のいずれかに」を「次に」に、「同条第3項本文」を「第3条第3項本文」に、「並びに同条第4項本文」を「第3条第4項本文」に改め、「第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額」の次に「並びに第3条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「一人」を「1人」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
819円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
21円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 630円

(イ) 特定世帯 315円

(ウ) 特定継続世帯 472円

第24条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について  
585円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以

上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 450円

（イ） 特定世帯 225円

（ウ） 特定継続世帯 337円

第24条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 234円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 180円

（イ） 特定世帯 90円

（ウ） 特定継続世帯 135円

第24条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）が属する場合には、当該納税義務者に対して課する第3条第5項の被保険者均等割額については、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。